◎　ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○　ものづくり基盤技術振興基本法（平成十一年法律第二号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（ものづくり労働者の確保等） 第十二条　国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。 一　高等学校における工業その他の産業に関する専門教育を主とする学科を修めて卒業した者のものづくり基盤産業への就業の促進を図ること。 二～四　（略）	（ものづくり労働者の確保等） 第十二条　国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。 （新設） 一～三　（略）
（中小企業の育成） 第十五条　国は、中小事業者の経営基盤の強化を図るため、設備の新設又は更新その他資本装備の高度化、生産管理の合理化、ものづくり労働者の適切な処遇の確保等に関し必要な施策を講ずるものとする。 2　（略）	（中小企業の育成） 第十五条　国は、中小事業者の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の設置その他資本装備の高度化、生産管理の合理化等に関し必要な施策を講ずるものとする。 2　（略）
（学習の振興等） 第十六条　（略）	（学習の振興等） 第十六条　（略）

2　国は、ものづくり基盤産業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する人材の育成を促進するため、高等学校における教育について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

一　工業その他の産業に関する専門教育を主とする学科の魅力の増進に係る取組を支援すること。

二　ものづくり基盤産業に関する産業教育の充実を図ること。

（新設）